

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ みなし役員に対する賞与

Q : 当社は代表者甲が発行済株式の100%を所有する同族会社です。代表者の妻乙（商法上の取締役ではありません）が経理業務全般を担当していますが、乙に対する賞与は全額損金算入できますか？

A : 乙に主要な経営方針についての決定権がなく、代表者甲の指揮監督のもとに従事しているのであれば、損金算入することができます。

【解説】

法人税では、商法や民法で定められた役員のほか、①法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事している者、②同族会社の使用人で一定の持株要件を満たしその会社の経営に従事している者、についても役員とみなし、これらの者に対する賞与は全額損金不算入としています。この場合の「経営に従事する」とは、法人の主要な経営方針（販売計画、資金計画、人事計画など）に参画し、決定権を有することをいいます。

ご質問の場合、乙は全株式を所有する代表者甲の配偶者ということですから、②の一定の持株要件を満たす使用人に該当します。したがって、乙が経営に従事しているということであれば役員賞与となり、賞与は全額損金不算入となりますが、そうでない場合は使用人に対する賞与として損金に算入することができます。

